

職業病としての「じん肺管理区分」の法的意義
- 「じん肺管理区分決定処分取消等請求(国・福岡労働局長)事件」
最一小判平成29.4.6(最高裁HP, LEX/DB5448584)の検討 -

2

柳 澤 旭

<目 次>

- I はじめに
- II 事件の概要と判旨
 - 1. 事実の概要
 - 2. 一審及び二審の判旨
- III 最高裁判決の判旨
- IV 最高裁判決の検討
 - 1. 本件事案と判決の特徴と理論的意義
 - 2. 原審と最高裁判決を分けたものと法理の問題点
 - 3. 最高裁判決の法理
 - 4. じん肺管理区分決定の意義と機能
- V おわりに

I はじめに

2017(平成29)年4月7日の新聞(朝日・朝刊34面)に小さな裁判記事(2段組み)があった。それは、「じん肺認定訴訟『遺族が承継可』最高裁が初判断」という内容であった。そこで最高裁の「ホームページ」を開くと、この判決が既に掲載されていることに気がついた。一昔前には考えられなかった早期の判例情報の入手、とくに最高裁判例の入手が出来ることに隔世の感を感じつつ判決を読んでみた。

訴訟の論点は、職場における「アスベスト」(石綿)の「ばく露」による労働者の健康障害(職業病としての「じん肺」)の認定(行政による管理区分決定)をめぐる訴訟である。これまで、アスベスト疾病に関する訴訟は多く提訴されてきた(アスベストによる健康障害を裁判闘争で取り上げた訴訟として、「労

働時間概念」について争われた「三菱長崎造船所事件」がある。同事件は、時期的にも特筆に値する意義を有する。本事件について、柳澤^②94頁、同^④202-203頁)。本件訴訟における法的な論点は、行政処分取消しの取消訴訟、使用者及び国を相手の損害賠償請求を中心として多岐に及び、それぞれの論点について、一定の判例法理が形成されている(柳澤^①101頁以下)。しかしなお、新たな問題を提起し続けているのが、職業病とりわけ「じん肺」疾患をめぐる裁判動向である。本判決は、「最高裁が初判断」と言われるように新たな論点についての法的判断であり、その内容については重要な論点を含むものである。そこで本件最高裁判決を対象として、何が新たな法的問題なのかを確認したうえで、「じん肺管理区分」の持つ意味について改めて考えてみたい(前掲^①においてこの問題を検討し、本件事案についても一審、二審を取り上げている。116-117頁)。以下において、まず判決の内容を概観した上で、法的論点について検討を行なうことにする。

II 事件の概要と判旨

[事案と争点]

本件事案は、建物の設備管理等の作業に従事した労働者Aが福岡労働局長に対し、「じん肺法15条1項」に基づいて、じん肺管理区分の決定の申請をしたその結果、Aは、じん肺管理区分「管理1」に該当する旨の決定(「本件決定」)を受けた。そこでAは、「じん肺健康診断」の結果によれば、自分は「管理4」に該当するとして、Y(国・被上告人、控訴人、被告)を相手に、その取消し等を求めて提起したものである。ところが、Aが本件訴訟の第1審口頭弁論終結後に死亡したことから、控訴審(原審)において、Aの妻及び子である原告Xら(上告人、被控訴人、原告)は、それぞれ相続により本件訴訟における「Aの地位を承継」したと主張して訴訟承継の申立てを行ない、その成否が争点となったのが本件ケースである。

1. 事実関係の概要

(1) Aは、じん肺にり患したとして、「じん肺管理区分」の決定を争った労

働者であり、一審判決の前に死亡している。原告であるXらは、死亡したAの相続人であり、管理区分決定取消訴訟を争っているAの遺族（妻と子ども）である。Yは、「じん肺管理区分決定」を行なった被告・厚生労働大臣・国である。

(2) Aは、約15年間にわたり建物の設備管理等の作業に従事していた者であり、退職後の平成21年6月27日、「じん肺健康診断」を受けたところ、「管理4相当」と診断されたことから、同年9月24日、福岡労働局長に対し、「じん肺管理区分」の決定の申請を行なった。これに対して、福岡労働局長は、「地方じん肺診査医」の審査に基づき、平成21年11月2日、Aが「管理1」に該当する旨の本件決定をした。

(3) この決定を受けてAは、Yに対し、本件決定の取消しを求めて審査請求をしたが、Yは、平成22年3月31日、同審査請求を棄却する旨の裁決（「本件裁決」）を行なった。そこでAは、平成22年9月29日、本件決定及び本件裁決（「本件決定等」）の各取消し並びに国家賠償を求めて本件訴訟を提起したが、第1審口頭弁論終結後の同25年9月14日、死亡した。（下線は筆者。以下同じ。）

(4) **第1審**（福岡地判平成25.12.10LEX/DB25502651）は、Aが「管理2以上に該当」するとして、本件決定を取り消し、本件裁決の取消しを求める訴えは却下し、Aのその余の請求（国家賠償請求）を棄却したところ、Yが控訴した。そして、平成26年6月6日、Aの妻及び子であるXら（原告・被控訴人・被上告人）が、相続により本件訴訟におけるAの地位を承継したと主張して、訴訟承継の申立てをした。

一審判決の判旨

(1) <じん肺り患の有無について> 「A（原告）がじん肺（石綿肺）に罹患していたか検討するに、平成18年報告によると、原則として石綿暴露作業に概ね10年以上従事したことをもって肺癌リスクを2倍に高める指標とみなすとされているところ、原告は約15年間にわたり石綿暴露作業に従事していること、線維化のエックス線の所見や石綿肺陰影の特徴とされる不整形陰

影のほかにも胸膜肥厚が認められること、この胸膜肥厚は我が国において一般的に石綿暴露のみによって発生すると考えられる胸膜プラークである可能性が高いことが認められる。こうした事情に照らすと、Aがじん肺（石綿肺）に罹患していたものと推認することができる。

他方、原告の肺内の石綿小体数は、ヘルシンキ基準や平成18年報告における基準値を満たさないものの、クリソタイルは石綿小体を形成し難く、まれにしか確認されないという特性が認められ、累積暴露量に比し、肺内石綿小体数が少なくなることも十分に予想されることは既に判示したとおりであり、原告の石綿小体数が基準値を満たさないことを考慮しても、Aが石綿肺に罹患していたとの上記推認は左右されない」。

(2) 以上から、「Aは、じん肺（石綿肺）に罹患しているものと認められ、Aの肺内には、少なくとも第1型に該当する本件不整形陰影が存在するのであるから、Aは、少なくともじん肺管理区分の管理2には該当すると解される。しかるに、本件決定は、Aには「じん肺の所見がない」と判断して、管理1と決定したことは違法であって、その取消しを免れない。

(3) 本件裁決取消し請求について

したがって、「本件決定の取消しを求める原告の請求は理由があるところ、本件決定の取消しを求める審査請求を棄却した本件裁決については、本件決定の取消判決の拘束力（行政事件訴訟法33条）によって、審査請求の目的を達するものといえるので、本件裁決の取消しを求めるAの訴えの利益は失われ」、「原告の本件裁決の取消しを求める訴えは、その余の争点を検討するまでもなく、これを却下すべきものと解される」。

(4) 原審（福岡高判平成27.4.16LEX/DB25540268）は、上記事実関係等の下で、本件決定等の取消しによって回復すべき法律上の利益は、管理2以上の「じん肺管理区分の決定を受ける地位」であるところ、じん肺法上、じん肺管理区分の決定を受けるという「労働者等の地位」は、当該労働者等に固有のものであり、「一身専属的なもの」であると解されるから、上告人らがAの相続人としてこれを承継することはできず、本件訴訟はAの死亡により

当然に終了すると判断し、第1審判決（ただし、国家賠償請求に関する部分を除く。）を取り消し、訴訟終了宣言をした。

原審（福岡高裁）の判旨

1. <争点：遺族による訴訟承継の成否について>

(1) 本件処分等の取消しによって回復される法律上の利益は、「管理2」以上のじん肺管理区分決定を受ける権利ないし地位（以下、「地位」とする。）であると解される。本件処分等に関連する規定の内容・趣旨・目的を検討し、当該利益の性質、根拠法令全体の趣旨等（じん肺法の目的及び体系等）を併せ考慮して、個別に判断するのが相当である。

(2) じん肺管理区分の決定は、「申請者が生存していることが前提とされていること、また、労働者が死亡した場合には、じん肺管理区分決定による健康管理のための措置等の諸施策を受ける者が存在しなくなり、じん肺法上、同決定を行う意味がなくなる」。

以上によれば、「じん肺法上、じん肺管理区分決定を受けるという労働者等の地位は、労働者等に固有のものであり、一身専属的なものであると解される。したがって、じん肺管理区分決定を受けるとして、当該労働者の相続人が承継することはできない」。

(3) 本件各訴訟は、本件処分等の取消しによって、じん肺管理区分決定を受けるとして回復しようとするものであるから、Aの死亡によって、当然終了することになる。

2. <管理区分決定を受ける権利と労災補償を受ける権利との関係>

「労災保険法上、遺族補償給付（同法12条の8第1項4号、16条～16条の9）等との関係で、じん肺管理区分決定を受けることは、労災認定の前提にはなっていない（同法12条の8第2項）。そして、じん肺法及び労災保険法はいずれも労働者の福祉の増進に寄与することを究極の目的とするものであるが、じん肺法が「じん肺に関し、適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずること」を目的とするものである（法1条）のに対し、労災保険は、①業務上の事由等による労働者の疾病等に対して保険給付を行い、②当該労

働者の社会復帰の促進、遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることを目的とし（労災保険法1条）、上記①の目的達成のために保険給付を行い、上記②の目的達成のために社会復帰促進等事業を行うとするものであるから（同法2条の2）、（両法は）その趣旨及び目的等が異なる。

したがって、じん肺管理区分決定を受ける権利ないし利益と、労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利とは直接の法的関連性はないというべきである」。

II 最高裁判決「判旨」

原審（福岡高裁）の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) **ア <じん肺管理区分とじん肺の所見>** 「都道府県労働局長のじん肺管理区分の決定は、粉じん作業に従事する労働者及び粉じん作業に従事する労働者であった者を対象とし、じん肺健康診断の結果を基礎として、じん肺に関し相当の学識経験を有する医師である地方じん肺診査医の審査等に基づき、じん肺の所見の有無及びその進展の程度を確認し、じん肺に関する健康管理その他必要な措置を適切に講じ得るよう、じん肺の所見がないと認められる者を管理1に、当該所見があると認められる者をその進展の程度に応じて管理2から管理4までに区分するもの（じん肺法4条2項）である」。

＜管理区分4と労災保険給付の支給＞ じん肺法23条は、「管理4と決定された者については、療養を要するものとしているところ、これは、労災保険給付の対象となる業務上の疾病として、「粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症」が定められ、療養補償給付等の対象とされていることに対応する規定であり、都道府県労働局長が上記のようなじん肺健康診断の結果を基礎とする専門医の判断に基づいて管理4と決定した者については、上記の業務上の疾病に当たるものとして労災保険給付が円滑かつ簡便に支給されるようにしたものと解される。そうすると、同条は、管理4に該当するじん肺にかかった労働者等が、その旨のじん肺管理区分決定を受けた場合に上

記の業務上の疾病に当たるか否かについての実質的審査を再度経ることなく当該労災保険給付の支給を受けられることとしたものと解するのが相当である」。

イ <随時申請と管理区分の決定> 本件通達(昭和53年4月28日基発250号)によれば、「じん肺に係る労災保険給付に関する事務を行うに当たっては、管理4と決定された者に係るじん肺を業務上の疾病として取り扱うものとする一方、管理4以外の者からじん肺に係る労災保険給付の請求があった場合は、原則として、随時申請を行うべきことを指導し、当該申請によるじん肺管理区分の決定を待って、その結論に応じて所定の事務を行うこととされている。これは、上記のようなじん肺法23条及び労災保険法等の規定を踏まえて、じん肺に係る労災保険給付に関する事務において、管理4に該当する旨の決定がある場合に上記アの業務上の疾病に当たるとの判断が行われることとしているものということができ、管理1に該当する旨の決定を受けた労働者等が労災保険給付の請求をした場合には、当該業務上の疾病に当たるとは認められないとして当該労災保険給付の不支給処分を受けることが確実であるということが出来る」。

(2) <管理区分決定取消と遺族> 「都道府県労働局長から所定の手続を経て管理1に該当する旨の決定を受けた労働者等は、これを不服として、当該決定の取消しを求める法律上の利益を有するところ、労災保険法11条1項所定の遺族は、死亡した労働者等が有していたじん肺に係る労災保険給付の請求権を承継的に取得するものと理解することができること(同項及び同条2項)を考慮すると、このような法律上の利益は、当該労働者等が死亡したとしても、当該労働者等のじん肺に係る未支給の労災保険給付を請求することができる上記遺族が存する限り、失われるものではないと解すべきである。このように解することは、本件のように、管理1に該当する旨の決定を受けた当該労働者等がその取消訴訟を提起した後に死亡した場合に、上記遺族に訴訟承継を認めないときは、当該遺族は当該労働者等のじん肺に係る労災保険給付を請求したとしても、管理1に該当する旨の決定が存する以上、当該

労災保険給付の不支給処分を受けることが確実であり、改めてこれに対する取消訴訟を提起することを余儀なくされることに照らしても、合理性を有するといえることができる」。

(3) <労働者等の死亡と取消請求訴訟の承継> したがって、「管理1に該当する旨の決定を受けた労働者等が当該決定の取消しを求める訴訟の係属中に死亡した場合には、当該訴訟は、当該労働者等の死亡によって当然に終了するものではなく、当該労働者等のじん肺に係る未支給の労災保険給付を請求することができる労災保険法11条1項所定の遺族においてこれを承継すべきものと解するのが相当である。そして、当該決定に係る審査請求を棄却する旨の裁決の取消しを求める訴訟についても同様に解される。」

(4) <本件についての判示> 本件についてみると、「管理1に該当する旨の本件決定を受けたAは、管理4に該当するとして、本件決定等の取消しを求める本件訴訟を提起したところ、その係属中に死亡し、その妻及び子であるXらにおいて訴訟承継の申立てをしたというのであるから、本件訴訟は、Aの死亡によって当然に終了するものではなく、XらがAの死亡の当時同人と生計を同じくしていたのであれば労災保険法11条1項所定の遺族に該当するものとしてこれを承継することになる」。

(5) <結論> 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は以上と同旨をいうものとして理由があり、原判決中Yらに関する部分は破棄を免れない。そして、Xらが労災保険法11条1項所定の遺族に該当するか否か等について、更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

IV 最高裁判決の検討

1. 本件事案と判決の特徴と理論的意義

(1) 本件事案は、労働災害、なかでも職業病（アスベスト「じん肺」）について、当該労働者等が「じん肺」症に罹患しているかどうかの認定（管理区分の決定）が問題となり、行政（福岡労働局、厚生労働大臣・国）の決定処

分の取消しが争われたものである。この点は、処分取消を求めるもので行政訴訟として特に珍しいものではない。

「じん肺」は、粉じんを吸入することによって肺に生じた繊維増殖性変化を主体とする疾病であり（じん肺法2条1項1号）、症状を根治する治療法はなく（不可逆性）、粉じん作業を離れても進行し（進行性）、肺機能が停止して死に至ることもある（重篤性）。アスベスト（石綿）肺は、アスベスト粉じんを吸入することによって呼吸細気管支および肺胞に病変が起こり、肺にびまん性繊維増殖をもたらす疾患である。アスベスト肺は、アスベスト粉じんばく露中止後も進行する。アスベスト関連疾病は他にもあり中皮腫は20年ないし50年経過して発症することもある。後に検討するが、このようなアスベスト関連疾病の特質が、法理論としても新たな問題を提起し続けているのである（例えば、退職後20年経過して元の使用者との団体交渉を求めるケースなど。②137頁以下、③10頁以下）。

「じん肺法」に基づく「じん肺管理区分制度」は、じん肺の適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずることによって、「労働者の健康の保持その他福祉の増進」に寄与することを目的とする労働行政上の法制度である（じん肺法1条）。そして後にもみるように、じん肺管理区分は法的にも多様な意義と機能をもっている。

「じん肺法」によると、「じん肺管理区分決定」を申請できるのは、事業者及び労働者であり（じん肺法15条、16条）、管理区分決定の通知は、労働者等及びその使用者者である事業者に対して行われる（同法15条3項、16条2項、14条1項、2項）。労働者には、疾病の特質からして、現に労働契約関係にある労働者に限らず、退職した労働者を含むものである。労働者「等」の意味は、既に「退職した労働者」を含めていることによる。

本件の特徴は、管理区分の決定をうけることができるのは、労働者本人（退職労働者を含む）に限られるのか、それとも死亡した労働者の遺族も管理区分の決定を争うことができるのかということが問われたところにある。現行法上、労働者は、自己の健康管理を行う上で、さらに労災補償を請求す

るために、その前提として、自分が職業病（じん肺）に罹患していないかどうか、まず確認する必要がある。それが、行政に対して認定請求（管理区分決定）を医学的に求める権利である。そして、行政認定（行政処分）について、不服があれば最終的には訴訟によって争うことができる。この点については、結論の異なった本件各判決においても、当然のこととして認められるところである。

(2) ところで、労働者が死亡した場合には、その遺族が労働者の管理区分決定を争うことができるのか。原審（高裁判決）が争点とみたように、「じん肺法上、じん肺管理区分決定を受けるという労働者等の地位は、労働者等に固有のものであり、一身専属的なものであると解されるのか。したがって、じん肺管理区分決定を受ける地位は、当該労働者の相続人が承継することとはできないのか」という問題である。

この点が問題となったのは、おそらく本件が初めての事案である。この法的論点について、一審は、当然のこととして肯定したが、原審は、これを否定して「一身専属的なものである」（最高裁判所昭和39年（行ツ）第14号昭和42年5月24日大法院判決・民集21巻5号1043頁参照。「朝日訴訟事件」）とした。最高裁は、肯定（原審破棄・差戻し）して遺族に管理区分決定について争う権利を認めた。原審と最高裁では判断が全く異なったが、本判決は、新たなケースにおける最高裁判決であり、判例法理上、重要な意義をもつ。

以下、①原審と最高裁判決を分けたものは何か、両判決の法理としての妥当性（問題点）をみた上で、②じん肺管理区分決定の意義と機能について、これまでの判例を参考にしておきたい。

2. 原審と最高裁判決を分けたものと法理の問題点

(1) 一審判決は、死亡した労働者Aの「じん肺健康診断」における医学的判断を重視して、Aは少なくとも「管理2」以上の症状にあることを、裁判所として改めて認定して、「管理1」とした行政決定を取り消した。これは、通常の行政処分取消訴訟判決であり、一審段階では、行政処分の取消訴訟中に死亡した場合の「じん肺管理区分決定を受ける地位は、当該労働者の相続

人が承継することはできるのか」という論点は争点とはなっていない。この点が争われたのは、係争中の労働者の死亡ということを契機として、Y(国)の主張を受けて、高裁が正面から争点としたように、控訴審段階から争点となったものである。

(2) 原審は、「じん肺管理区分決定を受ける地位」の承継について否定したが、その理由は、じん肺管理区分の決定は、「申請者が生存していることが前提とされていること、また、労働者が死亡した場合には、じん肺管理区分決定による健康管理のための措置等の諸施策を受ける者が存在しなくなり、じん肺法上、同決定を行う意味がなくなる」(原審判旨1(2)、(3))とした。じん肺法上、じん肺管理区分決定を受けるという労働者等の地位は、労働者等に固有のものであり、「一身専属的なもの」である。したがって、じん肺管理区分決定を受ける地位は、当該労働者の相続人が承継することはできないとした。本件各訴訟は、本件処分等の取消しによって、じん肺管理区分決定を受ける地位を回復しようとするものであるから、Aの死亡によって、当然終了することになると結論づける。

(3) さらに原審は、この問題について、「じん肺法」と「労災保険」との法的性質の違いを強調して、両法の関連性を否定した(判旨2)。

労災保険法上、遺族補償給付等との関係で、じん肺管理区分決定を受けることは、労災認定の前提にはなっていない。「じん肺法」及び「労災保険法」は、いずれも労働者の福祉の増進に寄与することを究極の目的とするものであるが、じん肺法が「じん肺に関し、適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずること」を目的とするものである(法1条)のに対し、労災保険は、①業務上の事由等による労働者の疾病等に対して保険給付を行い、②当該労働者の社会復帰の促進、遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることを目的とし(労災保険法1条)、上記①の目的達成のために保険給付を行い、上記②の目的達成のために社会復帰促進等事業を行うとするものであるから(同法2条の2)、その趣旨及び目的等が異なる。したがって、じん肺管理区分決定を受ける権利ないし利益と、労災保険法上の遺族補償給付を受け

る権利とは直接の法的関連性はないとする。

(4) 以上の原審の判断（遺族の地位承継否定論）は、その理由について、(2) と (3) の理由を、それぞれ切り離して別個にみる限り、実定法の解釈法理（各法の目的、法体系上の位置づけ）として否定すべくもないようにみえる。

確かに、じん肺患者の健康管理という側面（疾病予防・増悪の防止）では、労働者が生存して生きていることが前提であることは当然である。しかしこの問題と管理区分決定による労災申請・認定（遺族補償給付の成否）という問題は区別すべき問題なのである。原審はこの点を看過している点で法解釈としても誤っていると一言を言わざるを得ない。

「じん肺」関連法は、基本的に事前の労災防止・予防（安全衛生）の法であり、「労災保険法」は、あくまで事後の労災補償の法である。しかし、両法は、それぞれ労働災害の防止と事後の労災補償を目的としているが、表裏の関係にあることを看過してはならない。「労働条件」としての労働災害の防止と労災補償は不可分のものとして位置づけられているのである（憲法27条2項、労基法1条、13条、42条、労安法1条、労基法75条以下、同84条1項、労災保険法1条）。さらに労災認定については、原審も指摘するように、じん肺管理区分決定と労災認定とは行政認定上、実務上、不可分に関連している。すなわち、じん肺管理区分が「管理4」と認められた者又は「管理2若しくは管理3と決定されたもので合併症に罹っていると認められた者」から、労災保険給付の請求があったときは、管理区分決定の根拠となった健康診断を行った日に、「じん肺症を発病したしたものとみなし」で労災認定が行われる（認定基準について、平成15.1.20基発6120003号）。

原審は、両法の密接な関連および「じん肺管理区分」決定と労災認定との結びつきと関連とについて、労安法、じん肺法、労災保険法等の各法目的、法体系上の関連を十分把握することなく、各法の個別の条文解釈から導き出した法理であり現行法の解釈として妥当性を持たない（この点について、柳澤⑧79頁以下、同④217頁-219頁参照。労働災害に関するこれまでの最高裁判決は、労働災害の労働条件法理としての側面を明確に自覚して判断を行なっているとみることができる）。

原審判断は、一面的な条文解釈となっておりこの点が、最高裁で破棄されたものである。

3. 最高裁判決の法理

本判決は、じん肺管理区分とじん肺の所見、じん肺「管理区分4」と労災保険給付（業務上疾病の認定）、随時申請と管理区分の変更・決定、管理区分決定取消請求と遺族の承継という法的問題について、原審と異なり、じん肺法、労災保険法、業務上疾病（職業病）の認定の実務を総合的に検討して、管理区分取消訴訟の継承を肯定する結論を導き出したものであり、法的な整合性・合理性を有する体系的な法理として評価できるものである。

すなわち、判旨では明確には述べていないが、既に述べたように、これまでのいくつかの最高裁判決に照らして、「労働条件」としての労働災害の防止と労災補償は不可分のものとして位置づけられていることが前提になっているとみてよい（憲法27条、労基法42条、労安法1条、労基法1条、42条、75条以下、同84条1項、労災保険法1条等。前掲④217頁以下参照）。

(1) <じん肺管理区分とじん肺の所見>

じん肺管理区分の決定（都道府県労働局長）は、粉じん作業に従事する労働者及び粉じん作業に従事する労働者であった者を対象とし、「じん肺」に関し相当の学識経験を有する医師（じん肺審査医）の審査等に基づき、「じん肺」の所見の有無及びその進展の程度を確認し、「じん肺」に関する健康管理その他必要な措置を適切に講じる目的で行われる。「じん肺」の所見がないと認められる者を「管理1」に、当該所見があると認められる者をその病状の進展の程度に応じて「管理2から管理4」までに区分している（じん肺法4条2項）。

この点で、じん肺管理区分と労災認定とは、じん肺法（要療養、じん肺法23条。要配転、21条）と労基法、労災保険法の業務上認定（業務起因性）の判断とが、条文上は直接に結びついているわけではない。じん肺管理区分程度と業務上認定とは、行政解釈（通達）によるものであり、法律条文に基づくものではない。この点が、原審の一面的な判断に用いられたものとみてよ

いであろう。

(2) <管理区分4と労災保険給付の支給>

既述のように、「じん肺法」法23条は、管理4と決定された者については、療養を要するものとしている。しかしこの規定が業務上災害と認める根拠となるのではなく、通達によって、労災保険給付の対象となる「業務上の疾病」として、「粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症」が定められ、療養補償給付等の対象とされている。これは、都道府県労働局長が専門医の判断に基づいて「管理4」と決定した者については、業務上の疾病に当たるものとして労災保険給付が円滑かつ簡便に支給されるようにしたものである。管理4に該当するじん肺にかかった労働者等が、その旨のじん肺管理区分決定を受けた場合に上記の業務上の疾病に当たるか否かについての実質的審査を再度経ることなく当該労災保険給付の支給を受けられることとしたものである。この点は、本件最高裁判旨にいうとおりであろう。しかし最高裁の判旨は、じん肺法23条の規定と管理区分4の行政決定とが労災認定と直結しているかのような論理展開をみせている。この点は、上記のように解すべきであり誤解を招く判断の仕方であろう。

「じん肺管理区分制度」は、多角的総合的な結果に基づいて健康管理の措置の必要性を判断する制度として、じん肺り患の有無およびその病状の程度を正確に判断するについて「高度の信用性」が認めるのが判例の動向である。そして、ほとんどの判例において、「管理区分2」以上の決定を受けたものは、それを覆す特段の事情のない限り、じん肺りに患していることが推認されると認めている（このことを明確に述べる裁判例として、「三菱重工（下関造船所）事件」広島高判（平成26.9.24労判1114号76頁。本判決は、最高裁において維持されている。平成27.11.2、会社側の上告棄却。同判決について、柳澤①111頁以下）、「ニチアス（羽島工場・石綿ばく露）事件」（岐阜地判平成27.9.14労判1150号61頁）は、管理区分制度の決定手続きは、病状の程度を評価したものとして「高度の信用性」を有し、じん肺りに患し、進行する病状の事実が「強く推認される」（83頁）とのべる）。このように、じん肺法は、じん肺の所見と疾病の進行状態について、「管理2」から「管理4」まで管理区

分し、粉じん作業の軽減（管理区分2）、粉じん作業以外への作業転換（同3）、療養（同4）として「健康管理措置」を定めている（じん肺法20条の3、同21条、同23条）。

(3) <随時申請と管理区分の決定>

じん肺症に係る労災保険給付に関して、「管理4と決定された者」に係るじん肺を「業務上の疾病」として取り扱うものとする一方、「管理4以外の者」からじん肺に係る労災保険給付の請求があった場合は、原則として、「随時申請」を行うべきことを指導し、当該申請によるじん肺管理区分の決定を待って、その結論に応じて労災認定を行うこととされている。このような労災認定の取り扱いは、「管理1」に該当する旨の決定を受けた労働者等が労災保険給付の請求をした場合には、「業務上の疾病に当たるとは認められない」として当該労災保険給付の不支給処分を受けることとなる。この点は、事実的にも法的にも判旨にいうとおりであり肯定できるところである。

(4) <管理区分決定取消と遺族>

(一) 法的に重要なのは、「管理1」（じん肺の所見無し）に該当する旨の決定を受けた労働者等は、これを不服として、当該決定の取消しを求める「法律上の利益」を有するかどうかという問題である。労災保険法11条1項は、労災「保険給付を受ける権利を有する労働者が死亡した場合」には、同法所定の遺族は、自己の名で保険給付を請求する権利を有すると規定している。この条文から判旨は、死亡した労働者等が有していたじん肺に係る「労災保険給付の請求権を承継的に取得する」ものと解釈することができるとする（労災保険法11条1項及び同条2項）。そして、このような法律上の利益は、当該労働者等が死亡したとしても、当該労働者等のじん肺に係る未支給の労災保険給付を請求することができる上記遺族が存する限り、失われるものではないとする（同法11条の解釈）。

このような法理（解釈）の妥当なことは、本件のように、管理1に該当する旨の決定を受けた当該労働者等がその取消訴訟を提起した後死亡した場合に、遺族に訴訟承継を認めないときは、当該遺族は当該労働者等のじん肺

に係る労災保険給付を請求したとしても、管理1に該当する旨の決定が存する以上、当該労災保険給付の不支給処分を受けることが確実であり、改めてこれに対する取消訴訟を提起することを余儀なくされることになり妥当ではない。判決は、遺族の遺族補償を受ける法的利益と訴訟上の合理性から、当該労働者等のじん肺に係る未支給の労災保険給付を請求することができる労災保険法11条1項所定の遺族においてこれを承継すべきものとしたのであるとする（これは判旨における実質的妥当性についての判断とみることができる）。

本件最高裁判旨において問題とされるのは、労災保険法11条から、直ちに遺族の労災保険請求の権利を認めただのか、それとも同条を類推適用したのかという点であろう。同法11条は、労災保険「給付を受ける権利を有する労働者が死亡」した場合には、その遺族が承継すると規定しており、まだ労災保険給付が確定していない場合には、適用できるのかという問題は生じるであろう。判旨からこの点は明確でない。本件労働者は、給付を受ける権利は確定していないから、これから給付確定（申請）に向けて、その前提となる「じん肺管理区分」決定（管理4であれば労災認定となる）を争うことになるからである。

（二）本件においては、「管理1」に該当する旨の本件決定を受けたAは、「管理4」に該当するとして、本件決定等の取消しを求める本件訴訟を提起し、その係属中に死亡し、その妻及び子である原告Xらにおいて訴訟承継の申立てをしたケースである。判示のように本件訴訟は、Aの死亡によって当然に終了するものではなく、Xらが「Aの死亡の当時同人と生計を同じくしていた」のであれば、「労災保険法11条1項所定の遺族」に該当するものとしてこれを承継することとなるとした。したがって、差戻し審で判断すべきことは、Xらが労災保険法11条1項所定の遺族に該当するか否かについてである。

原審の一身専属性の判断は、「朝日訴訟」の最高裁判例を引用しているが、生活保護受給の性格（本人の生存そのものに対する給付）と、労災保険の遺族補償給付のもつ性格（労災で死亡した遺族の生活保障）という異なるものを区別することなく混同した点でも問題であろう。社会保障としての「所得

保障」であっても、両者の性格は異なっているのである。この点は、判例の引用に関してミスリーディングであろう。

Xら原告が亡Aの遺族であることについて、差戻審では認められるであろうことから、差戻審での最大の争点は、原審（高裁）が判断を回避したAの症状（一審が、少なくとも「管理2」以上と判断したことの当否を含めて）に関する管理区分を判断することとなろう。その結果によって、遺族補償給付等の労災保険給付の受給権が発生（回復）することになるとと思われる。差戻しの控訴審において、死亡した労働者Aのじん肺症の判断が「管理2以上の合併症」あるいは、「管理4」であると認めるのかどうか、最大の争点となるものと思われる。この判断において裁判所は、これまでの多くの裁判例に従って、じん肺専門医（じん肺専門医）の判断を、「特段の事情」のない限り採用することになろう。

4. じん肺管理区分決定の意義と機能

本判決は、じん肺管理区分の持つ意味について、管理区分を争う法律上の利益を労災保険給付である遺族補償の受給権者（遺族）との関係で認めたことにある。この点で管理区分の意義についての新たな判断である。これまで判例において、じん肺管理区分の持つ意味と機能が多様であることについてみておきたい。以下、裁判において、「じん肺管理区分」の持たされている多様な法的機能について簡単であるがみておくことにする（この問題について詳しくは、前掲①111頁以下参照）。

(1) 健康管理

「じん肺法」における「じん肺管理区分」の持つ意味は、粉じん作業に従事する労働者に対する、「じん肺」り患の適正な予防及び健康管理にある。これが法の目的であり、第一義的意義である。労働者の「じん肺」り患の有無及び進行状態については、「健康管理手帳」に記録され将来にわたって、その予防、健康管理等の重要な基礎資料となる。この本来の意味を超えて次のように管理区分は機能することとなっている。それぞれ確定した判例法理とみることができる。

(2) 損害賠償額と管理区分

管理区分の重症度（管理2, 3, 4）に応じて、損害額慰謝料を算定するのは確定した判例（「長崎じん肺訴訟」最三小判平成6.6.22民集48巻2号441頁）であり、管理区分と死亡した場合とを区別して賠償額を算定することも判例として確定したものとなっている（「筑豊じん肺訴訟」最三小判平成16.4.27民集58巻4号1032頁）。また、管理区分決定は、時効論とも不可分に結びついていることから（前掲・最高裁二判決）、改めて「管理区分決定」のもつ法的意味と機能を整理し確認する意義はある。

(3) 時効論と管理区分

判例は、その者（生存患者）にとって最重症決定から時効は進行する（前掲「長崎じん肺訴訟」）。各自にとって「最も重い行政決定・管理区分」を受けたときは、じん肺症の進行性・不可逆性・不治の疾病という性格からして、管理2から管理4までのいずれかの提訴時点で10年という時効期間が決まってくることとなる（長崎じん肺訴訟については、柳澤⑨431頁以下、⑩364頁以下参照）。これは労働者が生存している場合の時効進行であり、患者が死亡したことは、別途の損害とみることができ、死亡して10年以内に提訴できる（前掲「筑豊じん肺訴訟」最三小判平成16.4.27民集58巻4号1032頁）。

(4) 管理区分と労災認定

本件事案においてみるように、管理区分は労災認定（じん肺り患）にも用いられるものである。じん肺管理区分が「管理4」と認められた者又は「管理2若しくは管理3と決定されたもので合併症に罹っていると認められた者」から、労災保険給付の請求があったときは、管理区分決定の根拠となった健康診断を行った日に、「じん肺症を発病したしたもののみなし」で労災認定が行われる（前掲・認定基準）。

(5) 死亡した労働者の管理区分決定を争う意義

本件判決は、じん肺管理区分を求める地位というべきものは、死亡した労働者遺族にとって労災保険による「遺族補償給付」の受給認定に直結するもの（法的利益）であることから、「その地位の承継」を認めるものであった。

じん肺管理区分の性質，それが果たす法的機能・意義という問題について，新たな法的論点を付加したものといえる。

V おわりに

石炭の「粉じん」や「アスベスト」，「放射線」などを吸引することによって発症する職業病である「じん肺症」，「癌」などの疾病は，その疾病の進行性・不可逆性・不治の病という性格からする深刻な問題を提起し続けてきた。法的救済としての裁判は，損害賠償請求（安全配慮義務，不法行為）を中心に，法理論的にも新たな法理を生み出すことによって，一定の救済の道を切り拓いてきた。本件事案もアスベスト「じん肺症」に関する新たな法的問題についての法理を提起するものである。

損害賠償という「事後的な救済方法」と併せて，使用者に対して，「事前の労働災害の防止・予防」，とくに安全配慮義務を「労働の場」（労働関係，労使関係）で実行させること，すなわち，「安全・健康配慮義務の履行」に向けての法理は，未だ十分に開拓・展開されているわけではない（この問題について，前掲⑧79頁以下参照）。労働者が日々，家庭と職場を通勤する時に，出勤したときと同じ心身の状態で，一日の仕事を終えて帰宅すること。このことは，極当然のことである。この自明の原理というべきものは，言い換えると労働の場における日々の安全配慮義務の履行そのものでもある。使用者は，この「法原理」を労働者の安全・健康配慮義務として，日々そして長期に継続し労働契約関係の終了（定年，解雇，期間満了等）まで履行し続けなければならないものである。そのために，具体的な労働関係の状況に応じた法理を多角的に検討することが求められている。ここで想定できる「安全配慮義務の履行」という問題は，労基法，労安衛法における刑事罰を伴う強制，私法的・民事的強制，事前差止め等，多様な局面が考えられる。さらに看過すべきでないのは，労働者の団結活動・労働基本権行使によって，使用者に対して，事実上かつ法的にも履行を迫る権利行使の重要性とその効果についてである（この点について，柳澤②137頁，③10頁以下参照）。

<参考文献>

文献の引用は、例えば、本文中に柳澤①70頁として引用する。

- ①柳澤旭「職業病と労災補償・損害賠償における『じん肺管理区分の意味・機能—最近の裁判例を対象として—』山口経済学雑誌64巻5号（2016年5月）101頁以下。
- ②同「アスベスト（石綿）にばく露した経歴を持つ退職労働者の団体交渉権」山口経済学雑誌64巻3・4号（2015年11月）137頁。
- ③同「退職労働者のアスベスト（石綿）による健康被害と使用者の団交応諾義務」中労時報1197号（2015年11月号）10頁以下。
- ④同「労働者のアスベストによる健康障害と国の責任—大阪泉南アスベスト国賠事件（最一小判平成26.10.9）を対象として—」山口経済学雑誌63巻5号（2015年3月）201頁以下。
- ⑤同「労働者のアスベスト（石綿）ばく露による死亡と労災補償・安全配慮義務」山口経済学雑誌61巻3号（2012年月）35頁以下。
- ⑥同「安全配慮義務違反・規制権限不行使と損害賠償法理における消滅時効—国（じん肺・北海道）事件（平成22.3.26を検討対象として）—」山口経済学雑誌59巻6号（2011年3月）75頁以下。
- ⑦同「労働者のメンタルヘルス（精神疾患）と使用者の安全・健康配慮義務—『東芝（うつ病・解雇）事件』最二小判平成26.3.24の検討—」山口経済学雑誌64巻2号（2015年7月）97頁以下。
- ⑧同「労働災害の法理—労災防止と労災補償—」荒木先生米寿記念『労働関係と社会保障法』（2012年，法律文化社）79頁以下。
- ⑨同「職業病と損害賠償—長崎じん肺訴訟判決を契機として—」荒木教授還暦記念『現代の生存権—法理と制度』（1986年，法律文化社）431頁以下。
- ⑩同「安全配慮義務違反によるじん肺患者の損害賠償請求権と消滅時効の起算点（日鉄鉱業長崎じん肺訴訟事件・最三小判平成6.2.22）」（法時1995年6月）法律時報・労働判例研究会編『労働判例解説集第1巻』（2009年，日本評論社）所収364頁。
- ⑪同「労働災害の被災労働者に対する打切り補償と解雇の効力—専修大学事件（最二小判平成27.6.8）の検討—」労働法律旬報1847号（2015年9月）34頁以下。
- ⑫同「労働時間の概念」ジュリスト労働判例百選（第6版）（1995年）94頁。
- ⑬永尾俊彦『国家と石綿—アスベスト被害者「息ほしき人々」の闘い』（2016年，現代書

⑭大島秀利『アスベスト 広がる被害』(2011年, 岩波新書)

⑮広瀬弘忠『静かな時限爆弾 アスベスト災害』(1985年, 新曜社)

* 本稿は, 九州大学社会法判例研究会(2017.5.16)における筆者の報告を基に執筆したものである。本事件の原告弁護団の原田直子弁護士には, 本事件の差戻審(福岡高裁)の論点等について貴重な教示を頂きました。記して御礼申し上げます。

** 2017年6月15日午前, 現代版「治安維持法」ともいうべき「共謀罪」法が, 国会多数派(自・公)の奇策と暴挙によって成立した。日本において民意(選挙)による多数派による独裁・専制政治を許したことは, 戦後70年の歴史に残る重大事件であり, 多数による専制・少数者の意見の黙殺という「民主主義」の内包する危うさと危険性を痛感する(JS.Mill, On Liberty.1859.塩尻公明・木村健康訳『自由論』(岩波文庫, 1971年, 15頁, 220頁)。

(2017年6月16日 記)